

令和4年度第2回江東区外部評価委員会（B-①）

- 1 日 時 令和4年7月1日（金）
午後6時30分 開会 午後8時50分 閉会
- 2 場 所 江東区文化センター6階 第1会議室（オンライン併用）

3 出席者

(1) 委 員

竹之内 一 幸
中山 由 紀
今 村 保 雄

(2) 関係職員出席者

[施策8]

地域振興部長	堀 田 誠
こども未来部長	油 井 教 子
教育委員会事務局次長	杉 村 勝 利
地域振興部 青少年課長	菅 原 広 盛
こども未来部 こども家庭支援課長	鳥谷部 森 夫
こども未来部 児童相談・養育支援担当課長	小 越 誠
教育委員会事務局 庶務課長	星 名 剛
教育委員会事務局 地域教育課長	笠 間 衛

[施策27]

総務部長	綾 部 吉 行
地域振興部長	堀 田 誠
総務部 危機管理課長	重 村 和 幸
地域振興部 経済課長	上 原 新 次

(3) 事務局

政策経営部長	長 尾 潔
政策経営部 企画課長	大 塚 尚 史
政策経営部 財政課長	保 谷 俊 幸
政策経営部 計画推進担当課長	高 須 英 輔

4 傍聴者数 2名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策8「こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり」ヒアリング
3. 施策27「犯罪のないまちづくり」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

次第

配席図

委員名簿

出席職員名簿（施策8・27）

施策評価シート（施策8・27）

行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策8・27）

事業概要一覧（施策8・27）

外部評価シート（施策8・27）※外部評価委員のみ

外部評価モニター意見シート（施策8・27）※外部評価モニターのみ

午後2時00分 開会

○竹之内班長 それでは定刻となりましたが、若干ちょっと早いですが、これより第2回江東区外部評価委員会B班ヒアリングの第1回目を開催することにいたします。

本日でありますが、2名の傍聴者がいらっしゃっておりますので、傍聴者の方たちは既に傍聴席に着いておられるということです。どうぞよろしく願いいたします。

それから本日で、13名の外部評価モニターの皆様に御参加いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

今回の外部評価対象施策は、施策8「こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり」と施策27「犯罪のないまちづくり」の2施策となります。

初めにお手元の資料の確認をお願いいたします。席上に配付されております会議次第に配付資料の一覧がございますので御確認いただき、不足がありましたら、事務局職員までお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではヒアリングに入っておりますが、その前に委員の紹介をさせていただきたいと思っております。委員の皆様方、お手元の名簿の順番に各自、自己紹介をお願いしたいと思います。

まず最初に挙がっております私、竹之内と申します。本日のB班の班長を務めております。進行も本日務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

○中山委員 外部評価委員の中山です。どうぞよろしく願いいたします。

○班長 次、お願いいたします。

○今村委員 外部評価委員の今村です。よろしく願いいたします。

○班長 ちょっと聞き取りにくかったかもしれません。今村委員でございます。よろしくお願いいたします。

それでは次に江東区側の皆様方ですが、お手元の名簿の順番に自己紹介をよろしく願いいたします。

○杉村教育委員会事務局次長 教育委員会事務局次長の杉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀田地域振興部長 地域振興部長の堀田でございます。よろしくお願いいたします。

○油井こども未来部長 こども未来部長の油井と申します。よろしくお願いいたします。

○菅原青少年課長 地域振興部青少年課長の菅原と申します。よろしくお願いいたします。

○鳥谷部こども家庭支援課長　こども未来部こども家庭支援課長の鳥谷部と申します。よろしくお願ひいたします。

○小越児童相談・養育支援担当課長　こども未来部児童相談・養育支援担当課長の小越と申します。よろしくお願ひいたします。

○星名庶務課長　教育委員会事務局庶務課長の星名と申します。よろしくお願ひいたします。

○笠間地域教育課長　教育委員会事務局地域教育課長の笠間と申します。よろしくお願ひいたします。

○班長　以上でよろしいですか。分かりました。ありがとうございました。

それではヒアリングに入ってまいりたいと思います。まず教育委員会事務局次長から、施策8「こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり」の現状と課題及び今後の方向性等について、10分から15分程度で御説明をお願ひいたします。

○教育委員会事務局次長　それでは私から、施策8「こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり」について御説明を申し上げます。

初めに施策評価シートを御覧ください。施策8は、地域住民・団体と区が一体となり、こどもの安全安心な居場所・環境を構築することにより、こどもが健やかに成長していく状態を江東区の姿として目指すもので、施策の実現の代表指標には、小学校の放課後の居場所として、全小学校・義務教育学校、学校外の学童クラブの計64クラブで江東きっずクラブ事業を展開し、令和4年5月1日現在、全児童向けで自主的な学びの場・遊びの場を提供するA登録と、保護者が就労等により日中、家庭にいない世帯の児童を対象に、生活の場を提供するB登録を合わせて1万437名が登録していますので、江東きっずクラブにおける利用児童の満足度を指標として設定することで、こどもの安全な居場所・環境の構築の進捗度合いをはかってございます。

指標の数値は、平成30年度以降、対前年度比で3ポイント程度の上昇が続いています。これは全小学校・義務教育学校への計画前倒しでの展開完了のほか、令和2年度から開所時間の延長や入退室管理システムの導入、スポット利用の開始などが原因と捉えています。また3年度は1.5ポイントの減となっています。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言期間中は、A登録については、就労等により自宅などでの生活が困難な場合など、やむを得ない事情がある場合を除き、休室とする一方、B登録については、感染防止策を徹底し、運営を継続する対応となりました。そのため、イベントの自

肅など、きっずクラブの運営に制限が生じたことが指標に影響していると認識しております。

課題と今後の方向性は、一次評価に記載のとおり、B登録利用希望児童の増加に対する小学校内のスペースの確保は厳しい状況にあるため、定員超過への対応が課題であると認識してございます。引き続き、江東区放課後こどもプランに基づき、放課後の居場所の量の確保に努めるとともに、きっずクラブの質的向上、効率的・効果的な仕組みづくりについても計画的に進めていく考えです。

また、こどもたちが不審者等から身を守るための緊急の避難場所となる「こども110番の家」事業については、個人宅の協力者の減少傾向は続く見込まれるため、今後は店舗等の協力者の増加に向けた取組を進めていく考えでございます。

そこで具体的な取組でございますが、「2 取組の方針」に記載の2つの取組方針に基づき進めてございます。

まず取組方針1「こどもが安全で健やかに過ごすことができる居場所の確保」についてです。きっずクラブでは、保留児童対策、活動場所の確保、地域との連携と、児童館では、発達段階に応じたこどもの育ちの支援に取り組むことを方針とし、指標はB登録を利用できなかった保留児童の数を指標としています。保留児童の数は3年度は312人に対し、2年度は303人となっておりますが、これは2年度から開所時間の延長や入退室管理システムの導入、スポット利用の開始といったサービスの拡充を図った結果、B登録申請者が前年度より500人ほど増加したことが原因と分析しております。現在もB登録の利用を希望する児童が、区内において大型マンションをはじめとするマンション建設が続いていることや共働き家庭の増加などを背景に増加が続いており、3年度は、きっずクラブ二亀で85人、きっずクラブ扇橋で48人の計133人の定員増を図ったところですが、全体では、ほぼ同程度の利用希望があったため、指標の改善には至りませんでした。ただ、このB登録利用希望の保留児童につきましては、B登録と同等の時間を利用できるA登録のスポット利用が保留児童の受皿として機能してございます。また児童館につきましては、2年度に改定した児童館に関する運営方針に基づき、小学生のタブレット学習支援や中高生の交流を進めるためのWi-Fiの導入を行うなど、支援体制の構築を進めてございます。

次に取組方針2「こどもの安全を確保する地域環境の創出」についてでございます。取組方針2では、「こども110当番の家」事業の周知のほか、新たな協力形態の検討を進め、地域ぐるみでこどもたちを守る事業を推進していくとともに、登下校時の見守り、通

学路防犯カメラの活用、警察など関係機関との連携、安全点検などにより、通学路における児童の安全確保に努めることとし、こどもの安全安心が確保されていると思う区民の割合を指標としてございます。令和3年度は、商店街連合会等での協力者募集、区内のお店の魅力を発掘・発信する「ことみせ」サイトを通じた事業周知等を進めた結果、2年度より2ポイント増につながったと分析してございます。「こども110番の家」事業は、辞退の未届により、実態との乖離が生じていたことから、2年度に実踏調査を実施し、3年度から、登録変更の届出の必要性を周知することで、登録内容と実態との乖離解消を図り、令和4年3月末現在で2,860か所に設置してございます。引き続き、商店街連合会、中小企業等などへの新たな協力者募集と、こどものいる世帯以外の区民に対し、取組の周知に努めていく考えでございます。また関係機関から成る通学路の安全確保のための推進体制により、通学路の安全点検、合同点検を実施し、交通安全施設の補修や警察による交通ルールの注意指導などを実施してございます。

次に施策別事業概要一覧を御覧ください。施策8の2つの取組方針のうち1つ目の居場所の確保に係る事業としては、こども食堂や、こどもまつり事業など8事業があります。地域事業は塩浜児童館、きっずクラブ二大の改修改築事業でございます。また放課後こどもプラン事業は4年度に、きっずクラブ東川の民営化を実施したことから、改善方法は「見直し」となっています。

もう一つの安全確保に係る事業は、「こども110番の家」事業など3事業です。改善方向は「維持」となっております。

次に行政評価結果への取組状況説明シートを御覧ください。国の状況としては、新放課後こども総合プランで、全小学校区、江東きっずクラブに相当する放課後こども教室と放課後児童クラブの一体型・連携型の実施、学校施設の徹底活用等を掲げています。また児童館ガイドラインで、児童福祉施設として児童館のさらなる機能拡充を目指すとしています。東京都においては、未来の東京戦略で、学童クラブの待機児解消に向けた計画策定と環境整備を行う区市町村を支援するとしています。

これらを受け、区では平成31年3月に江東区放課後こどもプランを策定いたしました。また令和2年度に児童館に関する運営方針の一部の見直しをいたしました。児童館については、江東きっずクラブの全校展開により、児童館の小学生利用が減少する一方、乳幼児親子の利用者が増加するなど、児童館の利用ニーズに大きな変化が生じていることから、乳幼児・保護者向けの事業の充実や他の子育て関連施設との連携が必要となっています。

「こども110番の家」事業については、オートロックマンションの増加や高齢化による
辞退者の増加など、協力者が得にくい状況にあります。また通学路の安全強化については、
平成30年度に通学路上の防犯カメラの設置が完了し、地域住民の見守り、防犯カメラの活
用、さらに安全点検の実施等により、通学路の安全強化に努めてございます。

次に行政評価結果を受けての取組状況についてです。まず江東区放課後こどもプランに
基づき、3年度は、きっずクラブ二亀、きっずクラブ扇橋において活動スペースを確保し、
計133人の定員増を行いました。またモバイルルータの貸与を行い、校内・校外のきっずク
ラブにおいても1人1台、タブレット端末の使用を可能といたしました。児童館に関する
運営方針に基づく3年度取組としては、小名木川児童館に指定管理者制度を導入し、一
時預かり保育を実施したほか、亀戸こども家庭支援センターの開設に伴う亀戸第二児童館
の廃止を決定いたしました。こども家庭支援センターとは子育て相談の意見交流や児童館
との合同のイベントの実施などの連携を進めてございます。また「こども110番の家」
事業、学校安全対策事業の2事業によるこどもの安全確保に向けた取組状況ですが、「こ
ども110番の家」事業は、より実効性を高める事業展開を目指し、体制の再構築や周知
等を図ることで、地域・関係機関の協力・連携の強化に努めております。

以上、施策8の説明についてでございます。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは施策8について、これから質疑を行ってまいりたいと考えます。まず委員から
御発言いただきたいと思いますが、委員、よろしくお願いいたします。

○委員 私からは、まず、きっずクラブについて御質問させていただきます。

先ほど御説明がありましたけれど、前倒しで全校にきっずクラブを設置されたというこ
とで、その辺につきましては非常にすばらしいことだと聞いておりました。一方で、江
東きっずクラブB登録を利用できなかった児童数が4年度に313名で、前年と比べても、ほ
とんど変化がない状況にあるわけですけれども、令和3年度の312人というのは、東京都の
資料を見ましたところ、東京都の自治体で最多になっていました。自治体の規模を無視し
て数だけの比較ですけれども、数という意味では今、最多になっているような状況です。

で、この資料を拝見したのですが、一次評価の総評に、引き続き、定員超過等の課題が
あるという記載はありますけれども、「今後の方向性」とか「成果と課題」には、保留児
童の解消を目指すという文言が入っていないので、どのぐらいの本気度なのかなと伺いし
たいのですけれども。

去年、保育関係の評価を行いましたので、その資料を見てみましたが、待機児童の解消を目指すということが、そこには、はっきりと書かれていました。ですので、今、区として、この現状をどう捉えているかをお伺いしたいと思っております、さっきも少し話があったんですけども、B登録には入れなかったけれど、A登録には全員入れるのだから、あまり問題視していませんという立場、考え方であるとか、あとは3月になったら保留児童は少なくなるから、あまり年度初めの数字は問題視していませんよとか、そういう考え方があるのでしょうか。それとも、ここで目標値は6年度にゼロと書かれているので、やはり年度初めの保留児童ゼロを早急に達成させるということなのか、区がこの数字をどう捉えていて、方向性としてどう考えているのかを教えてくださいたいと思います。

○班長 事務局からお願いします。

○教育委員会事務局次長 それでは、地域教育課長からお答えさせていただきます。

○地域教育課長 地域教育課長でございます。今の御質問に対するお答えでございます。

まず区といたしまして、やはり保留児ゼロを目指したいという考えには間違いございません。ただ、社会的変化がございまして、小学生で言いますと、35人学級の推進ということとして、B登録そのものは各学校の教室を利用しながらやっているといったことから、いわゆる35人学級になっていくに従いまして、いわゆる使える教室が少なくなる。そういった課題がまず出てきてございます。したがって、その辺の問題もいかに併せて解決していくかは非常に大変なところだと認識しておりますが、できれば教室のシェアリングだとか、そういったことを行いながら、できる限り解消していきたいと。そういうふうにつけてございます。

その背景にございますのは、B登録、いわゆる学童の部分ですが、外にございますきつクラブについては空きが多くございます。学校内のが、逆に言えば地域的なのですが、保留児が出ているといったことから、外に作っても、あまり人が行かない。ですから、学校を主体的にやっていきたいと。その反面、教室数が足りなくなっていくと。そういったジレンマがございまして、ただ、目指すところはやはり保留児ゼロといったところでございます。以上でございます。

○班長 どうぞ。

○委員 ありがとうございます。そうですね。預ける側としては、多分、外よりも学校の中で預かってもらったほうが安心というところもあると思うので、そういう傾向になってしまうかなと思って今聞きました。

今、保留児童ゼロを目指すというお話もありましたので、それを前提としてお伺いしたいのですが、事前に各クラブの保留児童の数字をいただいたのですけれども、それを見ますと、令和2年度には20クラブで286人の保留児童が発生していきまして、南砂6丁目は大規模改修工事と、そういう特別な理由によるものと書かれていますので、そこを除きまして、20クラブ286人の保留児童が発生していて、そのうち、2年後の令和4年度に保留児童が解消されたのが4クラブのみで、残りの16クラブは、いまだ2年たっても、保留児童が272人発生していることになっています。先ほども、なかなか教室を確保するのが難しいというお話もちろんあったのですが、この2年間でどういう対策を講じてきたのかを教えてくださいたいと思います。二亀と扇橋は定員増を図ったという話が先ほどありましたので、それ以外での対策を教えてくださいたいのと、保留児童の解消を目指すということで、6年度の目標値ゼロに近づけるために、まずこの1年間、どのような対策を取っていくのかという2点を教えてくださいたいと思います。

○班長 ありがとうございます。それでは、事務局からお答えいただきますでしょうか。

○地域教育課長 地域教育課長でございます。まず、先ほどの扇橋と第二亀戸につきましては定員増を図りました。そのほかに豊洲西小学校にございます豊西のきつずですが、65人増員したのですが、学校のすぐ隣に大規模マンションができて、その増員数を食べてしまったと。そういう実態がございます。そのほか、2か所、小学校の特別教室でございますが、シェアリング、ルームシェアという形で、定員増を図ったところでございます。

今後につきましては、物理的な増はなかなか難しいものですので、やはり教室のシェアリング、こちらを中心に定員増を図っていきたいと考えてございます。以上です。

○委員 シェアリングとは、授業で使っている教室を使用するということでしょうか。

○地域教育課長 説明が足りなくて申し訳ございません。そのとおりでございます。通常、例えば授業を午前中で使って、午後は使わないような教室、そういったところを時間的に転用していくと。そういったものでございます。

○委員 ありがとうございます。私のほうでも、ほかの自治体とかはどんなことをされているのかなと少し調べてはみたのですが、私が調べているよりも、専門の方々のほうが詳しいとは思っているのですが、今お話にありましたように、授業で使っている教室をうまく工夫して利用するというやり方ですか、あとは公共施設の間借り、あと足立区だと、マンションなどの部屋を賃貸することで、需要に合わせて増やしたり減らしたり、柔軟に対応できるようにしているようなことが出ていまして、私も考えてみたのですが、分

室のような形で、そういうやり方はあるのかなと。選択肢としてはあるのかなと思ったのですが、なかなか難しいのでしょうか。

○地域教育課長 地域教育課長でございます。学校外のきつずクラブがございまして、そちらのほう、定員が1,629に対して入会者数が1,006ということで623の空きがある現状がございまして、したがって、分室等にいたとしても、保護者の方は、学校内にきつずクラブがあったほうが、やはりお子さんを預けやすいと。そういう傾向が強いものですから、できれば学校内でルームシェアとかで定員増を図っていきたくと。そういった方向で考えてございます。以上です。

○委員 すごく理解はできるのですが、そうすると、なかなかこの数字は減ってこないんじゃないかなと。6年度ゼロですので、なかなか減ってこないのではないかなと思っておりますが、何か工夫と言いますか、もちろん外に作っても意味がないのは分かるんですけど、近くでの分室みたいなものであればうまくできないかなとか、私個人としては何がいいかは分かりませんが、いろいろな工夫、いろいろなアイデアがあってもいいのではないかなと思っております。

あと最後ですが、きつずクラブの質の向上についてなんですけど、保育と同じで監査のようなものがあつたりするのでしょうか。また利用者アンケートがあるということだったので、そういう利用者アンケートの中で、何か今、課題になっていると言いますか、要望の中でも多い要望が何かあれば教えてください。

○地域教育課長 地域教育課長でございます。まず評価の部分でございますが、利用者アンケートをやっておりますのと、あと年1回、私ども職員が直接、きつずクラブを幾つかピックアップしてお伺いして、実態の部分を見させていただく。またヒアリングを行う。あと私立に委託をしているところ、そちらにつきましては事業者等のヒアリングをちょうど先月から開始してございますので、そういったところで意見を聴取している。そうした中で、事業者から、こういったことをお願いしたいという意見があれば、そういったものを取り入れていくところでございます。

保護者からの御要望につきましては、今回、コロナの関係で休室だとか、そういったものがございまして、そこについて、例えば保育料というのですか、利用料、こちらが月額制になっているものですから、その辺は日割にできないかと。そういったお問合せはございます。その辺については将来的な課題と捉えてございます。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。指定管理が増えていると思いますので、質の維持という

のでしょうか、そういうものも力を注いでいただきたいと思いますと思っています。

以上です。

○班長 それでは、委員、お願いいたします。

○委員 承知しました。両先生、私の声は聞こえていますでしょうか。

○班長 はい、聞こえております。

○委員 では、始めさせていただきます。

私は、まとめてお伺いしてまいります。きっずクラブについてと、児童館についてと、「こども110番の家」についてと、それぞれ分けて伺います。

まず、きっずクラブなのですが、先ほど委員からお話があったのですが、そもそも、こども子育て支援事業計画で、将来の年少人口の増加予測をされていて、それに基づいて量的確保の目標を示されていると思うのですね。令和6年度までの。ただ、実際には、今、事務局からお話がありましたとおり、大規模マンションの完成とか、そういったことで、かなり上振れしているのではないかと思います。それで、確保もなかなか大変だと思うのですが、やはり何か打開策が必要だと思うのです。例えば、思いつくのは、大規模開発なんかをするときは事業者に公共貢献をしていただくことです。それは何を通じてやるかという、計画でいろいろ定めて、それに基づいて協力をお願いするようなことをやったりするのですが、そういうことも含めて何か検討されているのでしょうかということをお伺いしたいと思います。それと、それに関連して、指導員について事前にお伺いしたら、かなり年齢層の幅が広く、また職務経験が豊かな方を採用しているということなのですが、やはり不足分を今後解消していくとなると、スペースの確保とともに指導員の確保が今後は課題になってくると思いますが、それについてのお考えをお聞かせいただきたい。きっずクラブは以上でございます。

それから児童館についてなんですけれども、指定管理者制度を導入されているということで、評判も良いとお伺いしているのですが、今後、各児童館に指定管理制度を導入していくことになると、受皿となる団体が、どのようなところが気になるところです。導入に当たって、どういうサービス向上を求めていくかと絡めて、どういう団体とか企業を想定されているのかを差し支えない範囲で伺いたい。あと、拝見しますと単独施設だけでなく、ほかの種類施設との複合施設を区はいっぱいお持ちです。施設全体でもし指定管理者を導入されることになると、児童福祉と例えば高齢者福祉と障害者福祉と専門が違って、受皿が異なる団体・企業を一括して受けるのはなかなか難しい面もあると思うの

ですけれども、それについてどうお考えなのかなと伺いたいと思います。

それから最後に「こども110番の家」事業についてなんですけれども、全体的に見るとちょっと苦戦されているようなのですけれども、特に地域的とか通学路別に見て、ここは強化しなければならないところがあれば、そういうところを把握して、そこだけまず強化した取組とか働きかけを行うことやってみてもいいのかなと思ったのですけれども、何かそういう取り組みを、やっていらっしゃるのかについてお伺いしたいと思います。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○**班长** それでは、きつずクラブからお願いいたします。

○**地域教育課長** 地域教育課長でございます。2点について、お答えいたします。

まず量の確保の部分でございます。現在、入会可能者数、校内にございますキッズが4,096、校外にありますキッズで1,629、合計5,725名の量が現在あるといったところでございます。これに対して保留児が出ているのは地域的な問題がございますので、この辺の解消については、先ほどの委員からも御意見いただいたかと思いますが、そういった新たな手法を検討していかなくてはいけないかなと思ってございます。そのほか、マンションとかの事業者にも公共貢献させるといったところでございます。これについても今後検討してまいりたいと考えてございます。

そして職員の確保の点、きつずクラブの職員の資格についてです、こちらは放課後児童支援員という資格がございまして、基礎資格としては保育士の資格または教員免許を持っている、または、そういった大学を出られるといったところがまず基礎資格になります。こうした資格を持っていながら東京都が実施する研修を受講して、放課後児童支援員という資格を有することとなっております。

まず区の直営の施設につきましては、基本的に保育士、または社会福祉士、児童指導員という資格を有している者を採用いたしておりまして、その者が実際、研修を受けて、放課後児童支援員という形になっております。また民営化をされているきつずクラブにつきましても、原則、そういった資格を有する者として公募をかけておりますので、民間事業者としても、そういった同等の資格を有する職員を集めているといったところでございます。またもう一つ、資格の取得方法がございまして、通常の、私も含めて事務職も、こういった施設で3年間、業務経歴を積んだ後に、やはり東京都の研修を受けますと、放課後児童支援員の資格を取れることになってございますので、こういったところから正規の放課後児童支援員の方にサポートする形の補助員、こういった方たちの育成も併せて行って

いるところでございます。以上でございます。

○**こども家庭支援課長** それでは次に児童館につきまして、お答えいたします。こども家庭支援課長です。

まず児童館のどのようなサービス向上をしていくかということですが、やはり大きいのは、区民サービスの向上に向けては開館時間の延長がございます。今、区内には18の児童館がありますが、そのうちの6館が指定管理、12館が区の直営という形ですけれども、その6館とも公営の児童館よりも大体1時間程度ですか、開館時間が長くなっているところもございます。またほかにも、現在、新しく児童館を指定管理にする場合は、例えば区内の小名木川児童館では、乳幼児とかの一時預かりなど、そういった新しいサービスなども実施するようなことで、新しいサービス向上を図っているところでございます。

また、どのような団体を指定管理者にしていくかでございますけれども、こちらは指定管理を募集する際に、児童福祉法に定めている認可保育所や児童厚生施設、こういったものを3年以上運営していることを応募資格としているところでございます。さらにその上で公募をしているところですが、3番目の質問にもございました複合施設の受皿一括は難しいのではないかと御質問でございましたが、今、指定管理6館のうち3館が高齢者の関係の施設と一緒に指定管理してございます。老人福祉センターや福祉会館になるのですけれども、基本的には、先ほど障害者ともありましたが、高齢者のみで、障害者との一体施設は今のところございませぬので、特にこちらのほうは公募でかけて、うまく回っているところでございます。以上でございます。

○**青少年課長** 青少年課長の菅原と申します。私からは「こども110番」について御回答させていただきます。

まず「こども110番の家」事業でございますが、地域的に見て特に少ないところという御質問ですが、こちらについては、地域的な特徴というか、江東区で申しますと臨海部につきましては、大きなマンション、それから大きな商業施設というところで、その辺りが件数的にはちょっと少なくなっているところかなと認識しているところでございます。

こういったところの課題の解決に向けて、例えば大きな建物であっても1階にはテナントなんかが入っていることが多くございますので、そこにコンビニエンスストアなどが最近増えてきているかと思えます。現在でも、区内のコンビニエンスストアや、多くの事業所さんに御協力いただいております。現在、区内で大体90軒以上、90軒を超えて、コンビニエンスストアにも御協力をいただいているところです。ただ、こちらについても、江

東区の人口の増加に伴いまして、お店につきましては新しくオープンするところも増えていると考えておりますので、今後、そういったところに御協力をお願いしていくと。それから、江東区の課題というか、個人宅につきましては、高齢化等を理由に、もう御協力できないというお宅も増えているところがございます、新規の開拓としましては、お店とか事業者さん、そういったところであれば、昼間でも必ずどなたか職員の方はいらっしゃる人が多いと思いますので、そういったところに新規開拓の力を入れていく取組を行っているところがございます。ですので、今後、そういったところを強化して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○班長 ありがとうございます。委員、今の回答に対して何か追加の質問とかはございますか。

○委員 お答えいただいてありがとうございます。一つだけ申し上げておきますと、ほかの部署との連携ですよね。マンション開発に当たっての負担をお願いするとか、例えば今、コンビニの皆さんに協力していただくのは非常にいいことなので、商工団体との連携ですとか、やはり児童福祉とか教育の世界だけで解決できないことも、ほかの分野と連携されると、いろいろな知恵も出てくると思いますので、今、努力をされている中、申し訳ないですけども、それだけちょっと覚えていただければありがたいなと思いました。以上でございます。

○班長 委員、ありがとうございます。

○委員 私から一つ質問させていただきたいことがあるのですが、江東きッズクラブ利用児童の満足度ははかっていらっしゃいますけど、これは実際に小学生から、その回答もらっているということですね。

○地域教育課長 地域教育課長でございます。小学生本人と、保護者が代理でやっているところもございますので、完全に小学生だけかと言われると、ちょっと疑問のところもあるのですが、基本的には御本人の意見も聞きながら、となつてございますので、私どもとしては、この数値という捉え方をしております。以上です。

○委員 もう一つ、それで併せて伺いますが、つまり実際、クラブに入っているこどもたちは恐らくソフトという観点で評価をすると思います。それから、保護者の方がもし回答する場合にはソフトとハードと両方を多分考えると思いますが、そういう質問の仕方をされているのでしょうか。

○地域教育課長 地域教育課長でございます。基本的には、お子さんを中心とした施設に

なってございますので、きつずクラブの対応はどうかとか、楽しんでいけるかどうか、そういった内容になってございます。

○委員　　そうしますと、先ほどのB登録利用ができなかった児童数についての不満とかは、これは保護者からは区に何か来ているのでしょうか。

○地域教育課長　　地域教育課長でございます。基本的には保護者の方からの不満というか、確かに何で入れないかというお問合せがございますが、A登録に登録していただいて、そのほかにスポットを利用されることによって、実質的にB登録と同じような保護というか保育が得られることから、その後、入ってからの不安だとか、そういったものが私どもにはあまり入ってきてございません。以上でございます。

○委員　　そうしますと、最初のアナウンスの段階で、つまりBに入れなかった、B登録ができなかったとしても、そういう代替対応ができるようなアナウンスは、言われてから個別対応することになるということですか。

○地域教育課長　　地域教育課長でございます。基本的に申込みの段階で保留児が出るようなところにつきましては、前もって最初から保護者に、こういう方法もございますということでアナウンスしてございます。

○委員　　分かりました。

それから、先ほどの「こども110番の家」の件ですけれども、御高齢の個人の方が辞退していくことはある程度想定できることになって、それに代わるものを考えていくのだろうと思いますけれども、例えば臨海部で事業所が少ないという話になっているわけですが、それは増えていけばお願いをすることになるだろうと思うのですが、増えないことを前提に何かしらの対策とか対処法とかはお考えになっているのでしょうか。

○青少年課長　　青少年課長です。増えないのが前提といいますと、現状ある事業者とか、あとは個人店舗など、こちらに協力を呼びかけていくというところで、現在、経済課と協力・連携をしまして、商店街連合会の会議の場でPRをさせていただいたり、あとは個別に商店街を訪ねて行って、直接、協力を呼びかけていくとか、そういったこともやっております。また既存の事業者からも、地域貢献ということで、「こども110番」のことを知った事業者から協力したいというお問い合わせもいただいており、そういった機を逃さずに御協力いただけるように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員　　ありがとうございました。

○委員 それでは委員からの質問・意見は以上とさせていただきたいと思います。

それでは、残っている時間で外部評価モニターの皆様方から御質問・御意見を伺えればと思いますが、発言を希望される方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 事務局です。対面でお一人、挙手されている方がいらっしゃいます。

○班長 はい、どうぞ。

○外部評価モニター 質問させていただきます。保留児の内訳を見ますと、令和4年度の1年生のところ为学校によって1名とか、保留がありますよね。先ほどの課長さんの説明だと、入れなかったよと言った後に、事後でスポット利用とか、そういうので保護者の方から、その後はそれほど何もないとおっしゃっていました。で、1名とか、そのぐらいただいたら入れるのではないですか。1年生は特に新1年生ですし、申込みして入れなかった子たちが、学校別で見ると1名とか2名とかで、その後で何とか処理しているのだったら、初めから入れてあげたらと思うのですよ。定員もあるとは思いますが、何か、その後は何もありません、みたいなことがあったので、対応できていますみたいなのがあったので。それが1点です。

それから児童館に関してなんですけれども、「成果と課題」で、Wi-Fiなどを導入して、小中高生などのニーズに応じた取組をして利用者の向上を図っていると言われました。私、今回初めて、こういうものに参加させていただいて、「こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり」というと、何か主な対象が小学校低学年のこどもとか乳幼児のことが主であって、こどもというのは中学生も高校生も入るのではないかと思います。そういう取組の何か具体的なところがあまり見えないので、乳幼児とか小さなお子さんのことのような感じがするのですけれども。その先の亀戸第二児童館の廃園を決定したところが何か腑に落ちないというか、私が思うには、中学生なんかのお子さんの居場所がないなと思います。学校と家庭と、塾とかに行っているのかも分からないのですけれども、中学生の居場所が本当はないのではないかなと思います。それだったら、もっと児童館とかを中学生とか高校生が利用しやすいというか、魅力のあるものをもっと考えて、乳幼児のこども家庭支援センターのお子さんたちと重複するから、もう必要ないからやめちゃうみたいな、そういう短絡的な。児童館は一回壊したら新しく造るのは大変だと思います。その辺を、どうして中学生や高校生の対策が、この中にそれほど織り込まれてないのか、実際にあるのであれば、ぜひお答えいただければなと思います。

○地域教育課長 では、地域教育課長の笠間でございます。きつずクラブのほうからお答えさせていただきます。

私の説明が不足していた部分もあるかと思います。基本的に1年生だとかで保留児になっているお子さんですが、実はこの3月、ほかの年度で見いただきますと5月1日と3月15日でかなり数が減っているかと思います。これは、ほとんどは2年生、3年生のお子さんでB登録をされている方がおやめになって、A登録になると。そうすると定員が開いていくと。そういった中で徐々にならされていったところがございます。定員の設定につきましては、使わせていただいている教室の広さ、それに対して1人当たり1.65平方メートルを確保しなくちゃいけない。これが事前でございますので、その分が絞り出せるということであれば可能ですが、基本的にはもう限界ぎりぎりで行っているといったところがございます。普通であれば、この1名については6月ぐらいで解消されているのかなと思われま。以上でございます。

○こども家庭支援課長 それでは児童館に関しまして、こども家庭支援課長からお答えさせていただきます。

まず、こちらに細かく書かれていないところがあるのですが、補足の説明で、児童館に関する運営方針の考え方ですが、児童館の利用者が、以前は小学生がメインであったと。ほとんどが小学生だったのですが、ここ数年は、だんだん小学生の割合が、やっぱりきつずクラブが全校展開されてきたのもあって、今、乳幼児とその保護者がもうほぼ半分以上になってきているような状況がございます。やはり乳幼児の利用が多くなってきますので、当然、児童館の近くに乳幼児関係の施設ができた場合は、行政財産を効率的に運営していくために、その施設の在り方を検討しようというところがございます。今回、亀戸こども家庭支援センターが今年4月にオープンしましたので、当然、その機能で乳幼児の部分で重なる亀戸第二児童館があります。ただ、単純に乳幼児の施設ができたからなくすというわけではなくて、当然、その亀戸第二児童館にいる小学生、中学生、もしそこが廃園なるときに受皿がちゃんとあるのかも当然検討してございます。この亀戸のあたりは、こども関係の施設は結構充実してまして、亀戸児童館もすぐ近くにあります。大島のほうにもございますし、あと利用者ですと、中高生が児童会館を利用していた方たちが、児童会館は一回閉めましたので、亀戸第二児童館を利用していたと。その児童会館のあったところに今度、こどもプラザが今年、オープンしましたので、そういった形で、小中学生の受皿も当然ありましたので、今回、そこで亀戸第二児童館の廃園という形になってございま

す。乳幼児ができたので、そのままなくしたというわけではなくて、そういったところは全て分析・検討した結果であります。

あと、中高生の対策というところで、ありがとうございます。その視点は確かに大事なところでございます。このところには出てないところではございますが、先ほど申し上げた児童館の運営方針を昨年定めているのですが、その中で大きく4点作っている中に、乳幼児の子育て支援が一つ。それから小学生の支援。それから中高生の支援。あとは関係機関との連携と。この4つの視点を持って、それぞれ取組をしていきたいと思いますという形になってございます。その中の一環として、やはり中高生の、今おっしゃっていただいたように受皿づくりが必要であるということで、Wi-Fiなどを整備して、少しでも居場所として魅力あるところにしようということで、今、各館、そういったレベルアップ会議という、その館の中で勉強会などを開いて、どういう形にしようかと今検討しているところでございます。以上でございます。

○班長 事務局、ありがとうございました。ほかに御質問・御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。リモートの方でも結構ですが。

○事務局 事務局です。現在、挙手されている方はいらっしゃらないようです。

○班長 かなりいろいろと御説明をいただきましたので、御理解いただけたのかなと思いますが、今、手が挙がっていらっしゃる方がいらっしゃいますね。

○外部評価モニター すみません。「こども110番」の件で、お店を利用するというお話があったかと思うのですが、お店側に何かメリットとかはあるのですか。そういうのがないのであれば、参加してくださいと言ったところで、完全にお願いベースにしかなくて、結局、そんなに区が思うほど増えていかないと思います。その辺の対策は何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○青少年課長 青少年課長です。お店側のメリットといいますと、地域に貢献していただいているという意識の高い事業者さんと思っていただけるのかなというところですが、実際に何か物理的なメリットがあるかという、そういったことはございません。基本的には善意で御協力をいただく。いざとなったときに、子どもたちを守っていただく。もし、いざとなったときに、もしかしたら危険な場面とかもあるかと思いますので、デメリットのほうが上回る可能性もあるかとは思いますが、そういった場合に備えて、だからといって、そういう駆け込み事案が多く発生するような社会になってはいけないとは思いますが、保険は区の負担で加入しておりまして、万が一、があったときに、何かけがなどをされたと

きには補償は区がさせていただく態勢は整えているところがございます。基本的には皆様の善意に基づいた事業となっているところです。

○外部評価モニター これはメリットがないにしても、少なくとも店長さんとかオーナーさんが参加したいといったところで、実際に対応するのは、そこで働いているスタッフの方になると思うのですが、そこに対する研修を区でやってあげるとか、せめて、こどもを実際にどのように守ったらいいのかの研修だとか、講習だとか、そのぐらいのことは区でやってあげないと、店側もそれを丸投げされても、その研修までやった上で、善意でやってくださいと言われたところで、全てオーナーが対応することはできないと思うので、その辺はちょっと考えていかないと、店の参加者を増やしていきたいというのはちょっと虫がよい意見なんじゃないかなという気がします。

○青少年課長 青少年課長です。ありがとうございます。御意見を賜りましたので、その辺、何か研修なども実施したほうがいいのではないかと。いざという時のためということなどもありますので、その辺については今後検討させていただければと考えております。以上でございます。

○地域振興部長 よろしいでしょうか。地域振興部長です。今の点をちょっと補足させていただきたいのですが、「こども110番の家」事業については、令和3年度は前年度に比べて84か所増えております。この中で大きく増えたのは店舗とか事業所が全部101軒増えました。この101軒の中でも、先ほど御紹介ありましたけど、江東区では経済課で「ことみせ」事業を行っておりまして、一つ一つのお店の魅力を発掘してPRしていきましょうという事業なのですが、令和3年度は、この「ことみせ」のお店に直接アプローチをしまして、やってもらえませんかという形でお願ひしたのですが、その結果、1年間で33軒、この「ことみせ」の店で「こども110番の家」が増えた実績がございます。現在70軒以上の「ことみせ」登録店に御協力していただいています。その中で特にPRを強化したら、3年度の1年間で33軒増えたという実績もございますので、現実的には、お店の登録は増えている状況でございます。以上でございます。

○外部評価モニター ありがとうございます。

○班長 事務局、ありがとうございます。

ほかに何か御質問・御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 事務局です。お一人、手が挙がっています。

○班長 はい、どうぞ。

○外部評価モニター　すみません、私は、こどもがいないので、「こども110番の家」は、どこでどういうふうに周知されているのか、分からなかったのです。そもそものお話なのですが、こどもは、こういうことをどこで知っているのでしょうか。

○青少年課長　ありがとうございます。青少年課長です。お子様、小中学校に年に1回、自分の周りの通学路の110番のマップ（地図）ですね。ここに「110番の家」がありますよと表記した地図を毎年、年度初めに生徒児童の皆さんに配布しております。それをおうちに持って帰っていただいて、親御さんにも見ていただいくとか、そういった形になっております。あとは地域の方々も、この110番マップを実際にステッカーが掲示されているかとか、そういったパトロールなどにも役立てていただいているところです。なので、小中学校に通っているお子さんがいる御家庭であれば御存じかと思います。あとは、それ以外にも店舗とか事業者さんを中心に御登録の御協力をお願いしているところですので、必ずしもお子さんがいない御家庭というか、そういう方たちに向けても周知を強化しているところです。あとは、区のイベントなどの機会を通じて、パンフレット等を配布したり、そういったことを、コロナ禍で最近はできておりませんが、やっているようなところでございます。以上です。

○外部評価モニター　ありがとうございます。私自身、今回、こんなのがあったのかと初めて知ったので、やっぱりこどもがいない人たちというか、区民全員がもっと意識できるようにするだけでも、それだけでも防犯になりやすいのかなと思いました。ありがとうございました。

○班長　最後の御発言は、理想を言えば、そんなステッカーなんかを貼らなくて、どこのうちでも、小学生とかこどもたちが危険な目に遭ったら飛び込めるのが理想と言えば理想だと思いますが、そう簡単にはできないので、目安として御協力をいただいているということだろうと思いますが、やはりこどもたちにも周知すること、それから今、御発言があったようにお子様がいらっしゃらない家庭もありますので、区民全体に行き渡るように周知を徹底していただければなど。このように思います。

○事務局　事務局です。今、対面でお一人、手が挙がっています。

○班長　どうぞお願いします。

○外部評価モニター　質問させていただきます。先ほど、学校で「こども110番」の資料を毎年配っていらっしゃるということでしたけれども、江東区内で区立の学校以外に通っているお子さんも結構いらっしゃるかと思います。特に中学生の受験の率も年々上がっ

ているかと思えます。区内以外に通っておりますと、そういった資料をいただくチャンスがなかなかないと考えております。「こども110番」だけではなくて、いろいろなこどもに対するサービスを、大人は四方で何となく知ることができますけれども、こどもとしてぴんとこないことがたくさんございます。そういうこともありまして、「こども110番」の説明を家でしておりますけれども、シールは見たことあると。ただ、入るのにハードルが高いと。恐らく区立の学校に通っていらっしゃる方は、警察官の方が学校にいらっしゃる際に、大丈夫だよとか、こうすればいいのよというような具体的な身近に感じるようなことをお話を聞く機会があるかと思うのですが、そういうチャンスがない区民、こどももおりますので、そういったこどもへのアピールももう少し充実していただければと思います。

また、「ことみせ」に参加していらっしゃる店舗の中で「こども110番」に入ってくださいというお店があるのは大変私もはうれしく思っております、そのお店に連れて行く前に、ここは困ったときに助けてくれるお店だからねとか、一度行ってみようとか、そういったことで、そのお店を利用するきっかけになったりとかしておりますので、そういった面では、企業なり店舗の方にもメリットが生じるのではないかと思いますので、部署が違うかもしれませんが、ぜひ連携していただければと思っております。

○**青少年課長** 青少年課長です。ありがとうございます。

○**班長** では、もう予定の時間になりましたので、大変申し訳ありませんが、施策8のヒアリングは以上とさせていただきます。

なお、外部評価モニターの皆様方におかれましては、意見シートをお配りしておりますので、意見シートは、お帰りの際、事務局職員に御提出していただきたいと思っております。

それでは、ここで5分程度休憩したいと思います。

(休憩)

○**竹之内班長** それでは、予定の時刻となりましたので、委員会を再開したいと思います。

職員の方の入替えがございましたので、改めまして自己紹介を行いたいと思っております。

まず、委員から自己紹介をさせていただきます。

私はB班の班長を務めております委員の竹之内と申します。よろしくお願ひいたします。

この後のヒアリングの進行も務めさせていただきます。

次、お願いいたします。

○中山委員 外部評価委員の中山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○班長 次、お願いいたします。

○今村委員 同じく外部評価委員の今村です。よろしくお願いします。

○班長 ありがとうございます。

それでは次に、区側の皆様方も、お手元の名簿の順番で自己紹介をお願いいたします。

○綾部総務部長 総務部長の綾部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀田地域振興部長 地域振興部長の堀田でございます。よろしくお願いいたします。

○重村危機管理課長 危機管理課長の重村でございます。よろしくお願いいたします。

○上原経済課長 経済課長の上原です。よろしくお願いします。

○班長 どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず総務部長から、施策27「犯罪のないまちづくり」の現状と課題及び今後の方向性等につきまして、10分から15分程度で御説明をお願いいたします。

○総務部長 総務部長です。どうぞよろしくお願いいたします。

施策27の主管部は総務部で、危機管理課が担当課になります。また関係部は地域振興部で、経済課が関係担当課になります。

それでは施策の説明をさせていただきます。お手元の施策評価シート、施策27「犯罪のないまちづくり」を御覧いただきたいと思います。

「施策の分析」の(1)に記載のとおり、本施策を通じて目指す江東区の姿は区民、区、関係機関が連携・協力して、犯罪被害のないまちを実現していくこととなります。本施策の実現度を示す指標は、治安がよいと思う区民の割合で、令和元年度の現状値61.6%に対して令和3年度は66.4%となっており、安全安心を感じている区民の割合は増加傾向にあります。しかしながら、この資料にはありませんけれども、警視庁の統計によりますと、特殊詐欺の令和3年の江東区内発生件数は133件で、令和2年の110件から23件増加し、被害額は2億5,000万円を超えている状況です。こうした高齢者等を狙った特殊詐欺の被害をいかに防止するか。その対策を進めていくことが必要であると考えているところです。

「(4)一次評価」です。これまで、東京都の補助事業を活用した防犯カメラの設置や、特殊詐欺防止対策として自動通話録音機の貸与などを推進している一方、近年はコロナ禍で地域の防犯ボランティアによるパトロール活動などが制限されざるを得ませんでした。徐々に社会経済活動が再開されつつありますので、状況を見ながら防犯パトロール団体に

対し活動再開を促すとともに、地域防犯力の強化や安全安心の担い手を継続的に確保できるよう、団体の活動支援の充実・強化に努めたいと考えております。

次に「2 取組の分析」です。まず取組方針1「防犯意識の醸成と地域防犯力の向上」です。安全安心なまちづくりを目指すに当たり、行政や警察による取組だけではなく、多くの区民の防犯意識の向上を図るとともに、地域団体・企業などに対する防犯意識の啓発や防犯活動への取組の奨励により、自助・共助・公助を適切に組み合わせた施策を推進するものです。また区としては、後ほど御説明いたします青色パトロールカーでのパトロール活動のほか、警察との連携を強化して、地域全体で犯罪を寄せつけない地域づくりを目標としております。

取組の成果指標である区内刑法犯認知件数では、令和3年は2,537件であり、前年比で266件(9.5%)の減少となっております。現状値である平成30年度と比較すると33%の減少となり、治安についてはよい方向にあると評価できるものと考えております。しかしながら、特殊詐欺が増加傾向にあることや、区民の身近で発生する自転車盗につきましては、令和2年は776件、令和3年は579件と減少傾向にありますが、発生件数が高止まりであることから、区民の体感治安のさらなる向上に向けては、これらの犯罪への対応が求められているものと考えております。

資料の2枚目、行政評価(二次評価)結果への取組状況説明シート、「これまでの取組状況」を御覧いただきたいと思っております。

「①地域安全活動支援の推進」です。区では東京都生活安全条例に基づき、防犯協会、町会、青少年関係団体、PTAの代表者、警察・消防の関係者を構成員とする生活安全対策協議会を年2回開催し、生活安全に関する問題把握、施策について協議し、「犯罪のないまちづくり」の実現に向けて各種取組を推進しております。

その取組の1つに自主的な犯罪防止活動を推進するため、地域ボランティア活動を支援する事業があります。「犯罪のないまちづくり」のために区民や地域団体の協力は不可欠です。現在、本区には276団体が安全安心パトロール団体として登録しており、それぞれ地域の安全のために活動を行っていただいております。区では警察の協力の下、パトロール用資機材の支給や講習会などを通じて活動を支援し、地域防犯力の向上に努めているところですが、コロナ禍を経て低調となった活動を再び活性化させるよう、活動促進を図っていくことが必要なことは先ほど御説明したとおりです。

次に「②地域の防犯対策の充実」についてです。犯罪が発生しやすいところは、入りや

すく見えにくいところと言われております。そのため、防犯対策として見えにくいところをなくし、犯罪の機会を与えない環境を作ることが重要となります。本区では東京都の補助事業を活用して、町会や商店街が防犯カメラを設置する際、購入・設置にかかる費用の6分の5を補助することにより、地域の防犯対策の向上を図ってまいりました。令和3年度までに区内117地区で913台の防犯カメラが設置されております。また令和3年度より、防犯カメラの電気代や周辺機器につきまして費用の6分の5を補助する事業を開始しており、町会などが行う防犯対策のさらなる促進を図っているところです。町会等が設置する防犯カメラとは別に、小学校通学路や区立公園においてはそれぞれ、教育委員会、公園管理者が運用する防犯カメラが稼働しております。江東区安全安心パトロールカー事業、いわゆる青色パトロールカーでは、365日、委託警備会社の警備員が3台の車両で、午後4時45分から翌0時45分まで区内を巡回し、各種犯罪の未然防止に努めているところです。巡回に当たっては区内警察署や区民から寄せられた情報を基に、通学路の安全確保、騒音苦情、路上喫煙、ごみの不法投棄、繁華街での客引きなどの観点から巡回箇所を設定いたしまして、効果的なパトロール活動を行い、区民に安心感を与えられるように努めているところです。

次に「③特殊詐欺対策の推進」についてです。特殊詐欺被害の増加は本区のみではなく全国的な問題となっており、その手口は年を追うごとに組織化され、巧妙となっております。警察や金融機関なども様々な対策を講じておりますが、いまだ決定打に至っていないところです。本区では特殊詐欺対策の一つとして、65歳以上の区民がいる世帯に対しまして自動通話録音機の無償貸与事業を行っております。詐欺犯人は自分の声が録音され、証拠として残ることを嫌うため、自動通話録音機の設置により、犯行を断念させる効果を期待しているところです。年間1,200台を購入し、警察署を通じて貸与・設置しておりますが、いまだに多くの区民から貸与・設置希望があります。引き続き、詐欺被害の防止に向け事業を推進してまいります。

施策評価シートにお戻りいただきます。取組方針2「安全で安心な消費生活の実現」を御覧いただきたいと思っております。

本取組は消費者被害のない社会を実現するために、消費者トラブルに巻き込まれた区民が安心して相談できる体制を、都や他の専門機関と連携し、確立するとともに、消費者被害を未然に防ぐため、速やかな情報発信、こどもから高齢者まで幅広い世代に応じた消費者教育の充実に努めるものです。

取組の成果指標の消費者教育に関する講座の実施回数は、令和3年度は4回となっており、現状値である平成30年度と比較すると67%の減少となりますが、これはコロナ禍の影響により、講座開催を中止せざるを得なかったためです。今後はコロナ禍の影響を受けにくく、かつ区民が参加しやすい実施方法を模索していく必要があると考えております。

次のページに行き、行政評価（二次評価）結果への取組状況説明シートで、「これまでの取組状況」の「④複雑・多様化する消費者被害への迅速かつ的確な対応」です。区の消費者相談窓口では、日々、区民からの消費者相談が寄せられておりますが、その内容は多岐にわたり、複雑化しているものが少なくありません。そのため、消費生活関連の資格を有する専門性の高い相談員が相談内容を詳細に聞き取った上で、相談者に適した助言、情報提供、あっせんなどを行い、迅速な問題解決を図っております。

次に「⑤消費生活相談の認知度向上及び被害防止に向けた効果的な情報発信」です。区では消費者団体の日頃の活動成果を発表する場として、毎年、消費者展を開催しております。消費生活に関する情報の提供、賢い消費者となるための問題提起を行っているほか、先に御説明申し上げた消費者相談窓口の利用を広く周知する場としても活用しております。令和3年度は、コロナ禍の影響のため、パネル展示形式で19日間開催いたしました。また年に1回、「消費者センターだより」を区内全戸に配布し、注意喚起、消費者被害の防止に努めております。なお本年1月に発行した最新号では、成年年齢の引下げ、消費者トラブルの具体例と対策、クーリングオフの手続方法を分かりやすく掲載いたしました。

次に「⑥ウィズコロナ時代における消費者講座の実施方法の検討」です。消費者講座は、消費者としての基本的な知識を身につけるとともに、問題意識を高めるため、身近な消費者問題や消費者に役立つトピックスを中心に多彩なテーマで開講しております。本講座では、これまで講師と参加者間でのディスカッションなどを通じた過去の事例の紹介や、教育効果が高いことから、集合研修形式としておりますが、コロナ禍の影響により、令和3年度は4回の実施に止まらざるを得ませんでした。今後は感染症の拡大の状況や講座のテーマ、参加者の年齢構成等を踏まえた実施方法を検討してまいります。

以上で、施策27「犯罪のないまちづくり」の説明を終わります。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、委員からの質問・意見をお伺いしたいと思います。委員、お願いいたします。

○委員 私からはまず「特殊詐欺対策の推進」なんですが、今お話にもありましたとおり、自動通話録音機が非常に有効であるようなお話がありましたので、こちらをどんどん推し

進めていくということかとは思いますが、年間1,200台購入したというお話がさっきありましたけれども、令和3年度に設置した台数は何台になるでしょうか。

○危機管理課長 危機管理課長でございます。令和3年度の設置でございますけれども、既に1,200台全ての数を設置しております。実は令和2年については、コロナの関係もありまして、なかなか区民の方が人と接触をするのを避けて、申込数が少なかったのですが、令和3年は非常に増えまして、令和2年の余剰分を合わせて、令和3年の取得分も全て、皆様に配布をし、対応している状況でございます。

○委員 ありがとうございます。ということであれば、もし本当に希望があるのであれば、もう少し補充することも考えてもいいかなと聞いていて思いました。

次に「消費者生活相談認知度向上及び被害防止に向けた効果的な情報発信」なんですが、今もお話にありましたけど、成人年齢が引下げになって、結構若い人たちがそういうことに巻き込まれるようなことがこれから増えるのではないかなと私なんか心配しているところですけども、この「消費者センターだより」を拝見しましたところ、そういうことも載っていて、そういう危機意識が恐らくあるのではないかなと思ったのですが、じゃあ、これを若い人が読むのかと考えたときに、やはり若い人たちに、こういうことに気をつけてくださいよという注意喚起ですとか、あと、こういう相談窓口がありますよということ、どういうふうに伝えていくかはすごく難しいですし、すごく重要だと思っているので、その辺の対策として、どのようなことをお考えなのかということが1点です。

あと、その相談窓口なのですが、若い人たちのことを考えたら、メールでの受付も1つの案としてあると思うのですけれども、その辺は考えていらっしゃいますか。

○経済課長 経済課長です。成年年齢引下げに当たりまして、今お話しされていた「消費者だより」で、区内全戸に配布したというところをまず行ってございます。成年年齢引下げについては、これまずは成年本人も大事ですけども、まず保護者も含めて、どういったことが起こるのかを知ることがまず重要であろうかなというところで、全戸配布をしたところでございます。

今、委員御指摘ありました、本人にどうするかでございますけれども、これは非常に難しく、若い方に、特に成年年齢18歳もしくは高校生ぐらいの年代の方に行政が情報を届けるのは非常に難しいです。そこで我々は今、どういった形がいいかという中で一つ挙げているのは、江東区に青少年交流プラザというものがございます。こちらの施設は中高生も対象にしている施設でございますので、当然、これから成年になるこどもたちも含めて

来ておりますので、そちらの施設を使って、この成年年齢の引下げに関するセミナーというか、講習みたいなものやっつけていこうと考えております。そのほか、行政だけですとなかなか難しいので、行政といいますか、事務方でやるのはなかなか難しいので、教育委員会の力も借りて、中学校の授業などで取り上げていただくとか、そういった形で成年年齢引下げに対する対応していきたいと考えております。

次に、若い方向けにメール等の相談をやったほうがいいのではないかとこのところでございますけれども、成年年齢引下げに係る質問・相談は具体的にどういうふうに来るのかは、我々はまだ個別になかなか把握できていないところもございますが、一般的に消費者の相談は、契約の関係でありますとか、その対応方法が非常に多岐にわたる関係があるのと、あと、事前にどういう状況になっているのかがなかなか文書だけだと分からないところがございます。基本的には電話相談で進めさせていただいておりますので、今後、成年年齢引下げに伴って若い子たちが抱える問題がもう少し特定できてくるようであればメールもあるかと思いますが、そのような場合には、どちらかというところ、事例紹介をホームページでやるとか、そういったところを出しながら、SNS等を使って発信していくのがまずやるべきところではないかなと考えているところでございます。以上です。

○委員 ありがとうございます。自分の子どもたちを見ていてもすごく思うのですが、今の若い人たちは極端に電話を嫌うので、もちろん自分の仲間たちだったらいいのですが、知らない人に電話かけることに非常に抵抗を持つ傾向がありますので、メールという方法が取っかかりとなって相談につなげていく。もちろん詳細を知るのは、なかなかメールでは難しいと思うのですが、それでも1つの方法ではあるかなと。あと、ちょっと調べてみたのですが、ほかの自治体さんではやってらっしゃるところもありましたので、方法として検討されるのはいいのではないかなと思って質問させていただきました。

あともう一点、「ウィズコロナ時代における消費者講座の実施方法の検討」の話ですが、オンライン形式とか、いろいろな選択肢があると思うのですが、具体的にどういうことを検討されているか、教えていただければよろしいでしょうか。

○経済課長 講座をどのような形でやるかですけれども、オンライン、いわゆるZoomですとか、そういった形での方法を一つ考えています。この場合には、先ほどの説明にもありましたけれども、どのような対象年齢の方が来るかによって向き不向きがあるのではないかと考えています。ですので、そのセミナー・講座をZoomでやる方法もありますし、もしくは講座を録画したものを動画として配信するやり方もあると思います。そうし

ますと、もう少し利用のハードルが下がるかなとも考えておりますので、今お話にありましたZ o o m形式とか動画での配信、これなどを今考えているところでございます。

○委員 これから検討されることかとは思いますが、時代としては、やっぱりそちらだと思ったり、もう一歩進むとアーカイブといいますか、いつでも見られるというのも1つの方向ではあるのかなとは思いますが、私からの提案なのですが、消費者講座だけでなく、区にはほかにいろいろな講座が多分、ほかの課でもあると思っておりますけれども、同じような問題を多分皆さんお持ちなんじゃないかなと思っています。なので、その課だけで考えるのではなくて、全庁的にこういう講座をどういうふうにしていくのかとか、Z o o mを使うのかとか、カメラをどうするかとか、そういうことも含めて、全庁的に横断的にやったほうが縦割りにならなくて、もっと効率的な運用ができるのではないかなと私は感じておりますので、全庁的に考えていく、こういう講座をどうしていくかを考えるのもいいのではないかと思います。以上です。

○班長 事務局、最後の御提言がありますけど、いかがお思いでしょうか。

○事務局 事務局です。今の講座の活用のところで先ほど説明の中でもありましたけれども、若い方々に行政の情報をどのように伝えるかは課題だと認識しておりますので、委員から御提言があった例えばアーカイブの活用、動画配信などの活用について、今回、この外部評価の中で意見・提案があったことは、今回の外部評価の結果は、全庁的に今回の施策に関わっていないところに関しましても共有をしておりますので、その中で各課共有しながら、区としていろいろ考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○班長 よろしくお願いたします。

それでは次に、委員、お願いたします。

○委員 私は、まず2点お伺いして、1点は御意見を申し上げたいのですけど。

1点目は、ここ数年、犯罪の認知件数は減る傾向にあるのですが、いわゆる罪種別ですか、種別で見れば何が減っているのか、また何がこの減少に寄与したのかについてのお考えをお伺いしたいのが1点目です。

2点目ですけど、お話にもありましたように特殊詐欺についてなんですけれど、今後ともやはり増加して、手口も巧妙化することは危惧される場所です。これに対して、地域の防犯力の基盤となる自治会や町会があると思っておりますが、残念ながら、その団体への加入率が低下の傾向にあると。地域の防犯力強化のためには、特に特殊詐欺防止のためには、身近な人にすぐ相談できるとか、そういう態勢を作っておく必要があると思っております。さっき

の「こども110番の家」事業、前の施策の話と関連して気になったのですが、大規模マンション管理組合の人たちが、地域の自治会とか町会とどういう関わりを持っていらっしゃるのか。区がそういう大規模マンションの管理組合の人たちに対して、どういう働きかけをされているのかが気になります。分譲マンションが増えますと、当然、その中に住む人が増えるわけですし、それをどうやって受け入れて、地域の力となっていただくようにするのはすごく大事なところだと思います。当然、防災にも関わってきますし、今お話があったように防犯にも関わってくると思います。特に単身の高齢者の数が、申すまでもなく、飛躍的に数字が増えているわけですし、そういう人たちを守るためにも地域的な基盤強化が必要になってくると思いますが、そういったことも含めて、どういう方策を今考えていらっしゃるのか。もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

意見といいますのは、指標の見方ですが、例えば消費者教育に関する講座の実施回数は、区でやっていらっしゃる施策の数で、これはこれで有効だと思うのですが、私たちが気になるのは、全体の相談件数があって、どのぐらいが解決しているのかですね。いわゆるアウトカムの指標ですけど。それとか、もう一つ踏み込んで、1つの相談が解決するのにどのぐらい期間がかかるとか。契約が複雑化すれば、当然、それで解決も長引くのは一般的な傾向ではあると思いますが、なるべく短縮するためにはどうすればいいのかという発想になってくるわけですし、なかなかそれは難しいとは思いますが、将来的には、そういう方向で指標の設定も考えてみたらいかがかなと考えました。これは意見です。以上でございます。

○危機管理課長 危機管理課長でございます。最初に御質問がございました刑法犯の認知件数の関連でございます。冒頭の説明の中にありましたように、刑法犯の認知件数につきましては、令和3年と令和2年につきましては266件の減少でございます。御質問のございました犯罪種別で見ますと、一番大きく減少しておりますのは非侵入窃盗の自転車盗、これが197件減少をしているものでございます。それから減少数が多いものとしましては、暴行とか傷害といった粗暴犯、これが大体40件程度の減少。それから侵入窃盗のうち、出店荒し、いわゆるお店に入って、売上金とかを取ったりするような犯罪が16件減少。それから、罪種で言いますと「その他」のカテゴリーに入ることですけれども、占有離脱物の横領、これが37件減少している状況でございます。一方で、置き引きとか万引き、これにつきましては合わせて72件増加をしている状況でございます。

今回、認知件数が減少した理由でございますけれども、一概に判断するのは非常に難し

いところでございますが、警視庁は、窃盗とか自転車盗、こういった犯罪を指定重点犯罪として、しっかりと対策に取り組んでいること。それから区民の皆様や地域等が自主的な防犯活動、これを進めていただいて、犯罪に強いまちが少しずつ作られているのではないかということ。それから防犯カメラあるいは各種防犯資材、こういったものが年々進化をし、また普及をしてまいりましたので、そういったところが理由として挙げられるのではないのかなと考えております。以上でございます。

○地域振興部長 地域振興部長でございます。2点目のマンションの管理組合と町会との関わりでございましたけれども、マンションの管理組合そのものは現状では建物の維持管理でやっておりますので、いわゆる地域のコミュニティーとは若干取扱いが違っております。マンションの中でも、いわゆる自治会を作って、町会と同じような形で地域のコミュニティーという形でやっているマンションもありますけれども、そういったところについては、基本的に町会と同じような、様々、防災等も含めて活動を行っているところです。

ただ、現状、江東区も町会の加入率は下がっておりまして、年々低下しております。これは江東区だけではなくて、全国の都市で同じような傾向がございます、正直なところ、なかなか有効な手だてが取れていなくて、区としてもかなり苦慮しているところでございます。区といたしますと、町会への加入策、様々働きかけを行ったりはしているのですが、現状なかなか止まらないということで、これについて区としても大きな課題という形では認識はしているのですが、今のところ、有効な手だてがなかなか見受けられないのが正直な現状でございます。以上です。

○危機管理課長 危機管理課長でございます。地域の基盤というところを防犯という視点で申し上げますと、こどもさんの安全を守っていくような活動につきましては、やはり多くの方が関心を持っていらっしゃると思いますので、PTAの見守り隊だとか、比較的年齢が若くて、ネットワーク力を持っているような方、こういった方々を区で行います防犯パトロールリーダー研修会、こういった会合に参集していただきまして、普及をしていく。そういった中で地域にも、特殊詐欺等も含めて、いろいろと対応していただくところが一つ考え方としてはあるのかなと思っております。以上でございます。

それから特殊詐欺でございますけれども、今、地域の防犯力というお話で特殊詐欺がございましたけれども、従前はオレオレ詐欺と言って、犯人が受け子ということで、被害者の自宅に行って、金品だとか、あるいは通帳の口座番号、こういったものを取って犯罪につながるという事が多かったのですが、近年は、いわゆる保険金の還付金詐欺と言っ

て、犯人が直接、地域に行かずに電話で高齢者等に接触しまして、ATMに行かせて、その場でうまく言いくるめて、口座の操作の中でお金を引き出すといった犯罪が広がっているところがございます。ここら辺はなかなか地域で対応が難しいところで警察も苦慮しているのですが、例えば全国の銀行協会だとか、あるいはコンビニエンスストア協会、こういったところと協定を結びまして、老人の方が携帯で電話をしながらATMの操作をしたときには声をかけるとか、あるいは警察署に連絡をする、こういったことをお願いして、犯罪の未然防止に努めていると。こういったことを周知しているところがございます。

いずれにしても、本区としても警察等と連携をしながら、地域で多くの方が被害に遭わないように努力をしていきたいと考えているところがございます。

○班長 ありがとうございます。委員から、何か追加の御質問はありますか。

○委員 大体了解したのですが、一つだけ申し上げておきますと、マンションの管理組合が建物の維持管理を目的としているのは、それはそうなんです。私が言いたいのはそうじゃなくて、例えば、マンションの管理組合が自身で、例えば自衛消防訓練をやりますよね。あれは必須ですから。当然、消防署との関係があるわけです。それとか、管理組合によっては自治会担当という窓口を置いて、お祭りを一緒にやったり、いろいろなことをやっていたりするところがあるわけです。だから、ちょっと申し訳ないのですが、建物の維持管理のためにあるのだと。そういう割り切りをされてしまうと、これから大規模分譲マンションが建つたびに、自治会の空白地帯がどんどん増えちゃうと思うのです。それはやっぱり区として何らかの方法で、これは次回の住宅のときに私は申し上げようと思ったのですが、管理組合の登録制度とかというのを東京都でもやり始めているわけですよ。それから、さっき申し上げた防災訓練とか、切り口は幾らでもあるわけで、そういうところからのアプローチは、やっぱり私は何らか考えていくべきだと思います。これは今、返事は要りません。私の持論ですので、ちょっと頭の片隅にでも置いておいていただければと思います。以上です。

○班長 事務局から何か今の御発言はありますか。

○地域振興部長 地域振興部長でございます。ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。区といたしましても、例えば新しいマンション等々ができるときに、事前にデベロッパーに、自治会なりの設立についての協力を申し込んでおります。そういう形で、各マンションの中で、そういうコミュニティー組織ができるような形の働きかけは、これまでもやっておりますし、これからもそういった形では続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○班長 ありがとうございます。

それで私から幾つか質問がありますが、まず消費生活相談員なる職員が6名いらっしゃるということでありますけど、消費生活相談員宛ての相談で外国人からの相談はあるのでしょうか。

○経済課長 経済課長です。外国人からの御相談もでございます。

○班長 そのときにコミュニケーションは取れるのでしょうか。

○経済課長 具体的にどのような言語の方が来て、どのような対応を取っているかは、すみません、今把握できておりませんが、あらゆる手段を使ってコミュニケーションを取ることとやるような形になるかと思えます。

○班長 特に外国語、全ての外国語ができる人を置く必要はないですが、例えば区の住民として中国人が多いとか、インド人が多いとか、いろいろな特徴があったりしますので、そういうようなこと向けに対応を考えていることはないか？ 特に考えていることはないということでしょうか。

○経済課長 特にというところで言いますと、様々な対応はあるかと思えますけれども、例えばホームページでお知らせする部分の多言語表記を行うであるとか、あとは今、様々な翻訳ツールもございますので、窓口で外国人の方が頻度高く来られて、かつ今申し上げた様々な方法を取ってもなかなか難しいところであれば、そういったツールも提供しながら、今後やっていく必要があるかなとは考えてございます。

○班長 分かりました。

それから青色パトロールカー、これは3台が回っているのですか。

○危機管理課長 はい、3台で回っております。

○班長 これによる効果は何か数字的にとか、見られているのでしょうか。例えば、こういうことを未然に防がれているとか、そういうふうな実際にあった事柄の報告は青色パトロールカーから区に上がってきているのでしょうか。

○危機管理課長 危機管理課長です。青色パトロールカーの巡回の結果につきましては、日々、パトロール日誌ということで、どの場所で、どういうものを確認した。例えば門前仲町で客引きが何名いて、特に悪質なものはあったとか、なかったとか、区民の皆様から情報を事前に得ていたごみの不法投棄が行われていた公園等を巡回して、どこどこ公園についてのごみの不当投棄については今回の巡回ではなかったとか、そういった詳細の報告

を求め、確認をしているところでございます。

全般としての青色パトロールカーの評価を数値化するところはなかなか難しいので、そういったものは今のところ持ち合わせていないところでございます。以上でございます。

○班長 これは私の理解が間違っていたら御指摘いただきたいのですが、先ほど例えば「こども110番の家」の、そもそもそういった建築物とか、そういった店舗がないようなエリアをカバーするといったときに、この青色パトロールが重点的に巡行するとか、そういうお考えはないのでしょうか。

○危機管理課長 危機管理課長です。青色パトロールカーで「こども110番」に入られている人が少ない地域を回るのは現段階では行っておりませんが、もし仮に地域住民の方から、ここのエリアについては「こども110番」に登録されているところが少ないので回ってほしいという希望がございましたら、そこは全体の中で対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○班長 ありがとうございます。

あと、「地域安全活動支援の推進」で、防犯パトロールリーダー研修とあるんですけど、これを具体的に教えていただいてもいいですか。

○危機管理課長 危機管理課長です。防犯パトロールリーダー研修会とは、それぞれ本区で防犯ボランティア団体として登録をされている団体から、3ないし4名の方に御参加いただいて、現在の区の犯罪等の状況、警察、それから区が防犯のために取り組んでいる内容等の状況、それとあと、東京都の支援等もいただきながら、例えば特殊詐欺に関する寸劇と申しますか、劇団に来ていただいて、特殊詐欺防止のための寸劇、そういったものを見ていただいて、防犯についての意識を高めてもらう、そういったことをやっているものでございます。

この中では、会長だけではなくて、その次に防犯パトロールの団体を率いていただけるような方とか、先ほどPTAのボランティア団体のところでも申しあげましたように、今後、防犯パトロール活動を引き継いでくれる、割と年代層の若い方、こういった方にも来ていただきまして、こういう活動が世代交代も含めて継続的にしていただけるような仕組みを作ってやっているところでございます。

○班長 これの音頭を取ったのは江東区が取ったのか、それとも地域安全を考える人々がいて、今、ボランティアだということでしたけれども、そういうボランティア団体は幾つかあって、江東区からお願いしなくても自然発生的にあったということでしょうか。

○危機管理課長 危機管理課長です。防犯パトロールリーダー研修会につきましては、これは区の事業として区で計画をして行っているところでございます。

それで、いわゆるボランティア団体につきましては、自発的に作られたところもござい
ますけれども、それを区に登録をすることによって、パトロール用の資材とかを、こちら
から提供するとか、必要な情報を提供すると。こういった連携が取れるような仕組みにな
ってございます。それから、各町会等で防犯カメラを設置する事業が別でありますけれど
も、これについては設置する町会あるいは団体については、防犯パトロール等も行う団体
として活動してください。それを条件で補助を出しますと。こういったことの仕組みを通
して作っておりますので、こういった中でパトロール団体が登録をされているところでご
ざいます。

○班長 その登録団体は江東区の中にバランスよく点在しているのですか。

○危機管理課長 若干回答が難しいところでございますけれども、城東とか、昔からある
ところにつきましては、それぞれの昔の町会、そういったものが一つ単位となって、ボラ
ンティア団体を作っていたりしていたりするのですが、近年、若干問題意識を持っており
ますのは、南部の湾岸地域、いわゆるマンションですね。先ほどお話がありました、そ
ういったところは人口の増加に比して団体の登録が少ない状況がござい
ます。高層マンシ
ョンにつきましては、マンション自体のセキュリティーが高いので、防犯に対して積極的
に
関与する必要性、そういう意識がどうしても低くなってしまおうということで、そういっ
た意味では、人数に対する数では若干バランスを欠いているところがあるところでござい
ます。

○班長 どうもありがとうございます。

それでは委員からの質問は以上といたしまして、外部評価モニターの皆様から御質問・
御意見を伺いたいと思います。御意見のある方、挙手でお知らせいただければと思
います。
リモートでも結構です。今、リモートで挙がっておりますね。

○事務局 事務局です。対面でもお一人、手が挙がっております。

○班長 じゃ、まず対面からお願いします。リモートの方は後ほどお伺いいたします。お
願
い
し
ま
す。

○外部評価モニター すみません。ちょっと質問させていただきます。

今、いろいろな質問とか、区からの回答とかを聞いて、その内容とはちょっと違うので
すけれども、危機管理課長さんが御出席いただいておりますので、江東区の危機管理という

仕事がよく分からないので御説明いただければと。どういうことをやっていらっしゃる部署なのか、ちょっとお願いします。

○危機管理課長 危機管理課長でございます。危機管理課は課としては割と新しく、平成22年に新設をされた課でございます。今、12年目ぐらいになろうかと思えます。危機管理課の所掌事務ですが、いわゆる江東区内の危機管理の総合調整と対策、様々な危機がございますので、そういったところの総合調整を行うところです。それからあと、国民保護法制度の対応。いわゆる有事とか、ミサイルが飛んできたときに区民の皆様をいかに安全なところに御案内するのか、国民保護に関する内容も所管してございます。それから災害時に、防災行政無線、いわゆるスピーカーが区内にあちこちに立っていると思いますが、これの維持管理、これも所管してございます。それからあと、災害時の弔慰金。何かあったときに区民の皆様弔慰金等をお渡ししたりする。そういった全体の業務。それから、今回、テーマになっております生活安全。これに関する業務を担当しているところでございます。

いろいろやっているように申しあげましたけれども、実は人数は、課長の私以下7名で、みんなでいろいろな現場に行ったり、事務仕事をしたりといったところをやっているところでございます。以上でございます。

○外部評価モニター ありがとうございます。

○班長 それではリモートで挙手されていた方。

○外部評価モニター すみません。青色パトロールカーについて質問です。これに乗っている人は、先ほども報告はあるという話だったのですが、その乗っている人は何か権限があるのでしょうか。そこでもし回っているときに何かトラブルを見ちゃったとか、そういうときに何かする権限を持っているのかということ、夜、これを見ることがよくあるのですが、暗くても、見えている範囲が写るようなカメラ等はこの車にはついているのでしょうかというところを知りたいです。

あと、消費者生活相談の情報発信についてで、区からのお話の中で、SNS発信とかをしているというお話もあったと思います。これはよいのかなと思っているのですが、それ以外のことで、委員もおっしゃっていたのですが、若い人たち向けと考えると、講座の時間を見ると、とても若い人が出られるような時間ではないですし、そもそもセミナーをネット、Zoomとか、そういうのでやるといっても、時間を拘束されることはとても嫌がると思います。さらに若い人たちは、自分たちが引がかかると思ってないので、何かあつ

たときに見られるような方策を取っておかないといけないと思います。そうすると、アーカイブという話もありましたけど、ユーチューブですとか、区の人だけじゃなくて、一般の人が見られるようなところに、せっかくだいいことをやっているのでしたら、載せておいていただくと、後から、こんなことがあって、まずいと思って見られるような方策を取っておいていただければありがたいなとちょっと感じておりました。以上です。

なので、質問という意味では、最初の青色パトロールカーだけですが、教えていただいでよろしいですか。

○危機管理課長 危機管理課長でございます。青色パトロールカーの権限等についての御質問でございますけれども、青色パトロールカーは民間業者に委託をして回ってございます。中には元警察官といった知見をお持ちの職員さんもいらっしゃるのですが、権限という観点で言うと、当然、司法警察権は持ちませんので、巡回をしまして何かトラブルになりそうだなということがありましたらば、声かけ、それから注意、ちょっと気をつけてくださいとか、ごみは持ち帰ってくださいねとか、公園とか路上でお酒を飲んでいる人がいらっしゃったら、できるだけここではそういうことはやめて帰ってくださいねと。そういう声かけをしているところが実際の現状でございます。

ただ、これが犯罪に結びつきそうな状況であれば、警察にすぐに連絡をする。巡回する前に青色パトロールカーは所管の区内3個の警察署に寄って、いろいろな情報を仕入れて回っているところでございますので、何かありましたら警察に連絡をして、警察の交番だとか、あるいは所管警察署の担当、そういったところで対応していただいているところでございます。

それから、夜間のカメラ、多分、御質問は暗視カメラとか、そういったものをつけているかというようなことだと理解しますけれども、暗視カメラまでは持っておりません。いわゆるドライブレコーダーのカメラはつけているのですが、暗視カメラまでは利用してございません。ただ、そういった中で夜間の巡回の際には、例えば公園だとかの暗闇、こういったところも巡回コースになってございまして、こういったところは車から降りて現地の確認をします。こういった行動を取っているところでございます。以上でございます。

○外部評価モニター ありがとうございます。

○竹之内班長 よろしいですか。

○外部評価モニター はい。まあ、これ以上のものは多分ないのしょうから、現状、そういう対応されているということで、はい、大丈夫です。

あと、情報発信のほうは、ほぼ委員がおっしゃっていたようなことなので、もう少し、情報をこちらから取れるような方策を考えていただければありがたいという意見ですので、何かお答えいただく必要はないかと思います。以上です。

○班長 事務局は、今の意見を受けて、その意見をどういうふうに関後活用するとか、対応するという、何か方向性みたいなものはございますか。

○経済課長 今のお話は、成年年齢が下がったことによる情報発信をどうしていけばいいかという御意見かと思ひます。この問題は江東区だけの問題ではないです。全国で起きる問題になります。ですので、今後、国で国民生活センターとか、東京都とかで、やはり問題が出てくる時には大きく取り上げていく形になると思ひますので、まずはそういった大きな国の動き等を、動画の配信、例えば国も例えばインフルエンサーを使ってとか、そういうところも今後検討されていくと思ひます。そういったときには一緒に区も発信していくところは当然ありますし、あとは江東区が特に若い方に関して出るような問題等が出てきた場合には、先ほどお話にあったようなアーカイブといひますか、ユーチューブなどを使って発信していくところも当然必要だと考えておりますので、これは今後の動向を見ながらやっていきたいと考えております。以上です。

○班長 よろしくお願ひいたします。

今回の民法改正によって成年年齢が引き下げられたことで、新たにこういう問題が起こってきたところもありますけれども、以前からでも、いわゆる特殊犯罪といひますか、いわゆる契約におけるトラブルは、成年年齢のことも当然あるわけですが、私の大学なんかは、学生が、系列の高校ですけれども、その現代社会の授業で、そういう詐欺の話とかしたりしてしまひて、啓蒙啓発活動なんかもやっていますので、江東区内に大学が幾つかありますので、そういったものをうまく活用することもあろうかと思ひますし、それは一つ御検討いただければと思ひております。

それから、先ほどの特殊犯罪に対する啓蒙啓発のセミナー・講座の数字を見た記憶があるのですが、定員が20人とかとすごく少ないのは、それはキャパシティーの問題ですか。僕の感想は、例えば特殊詐欺とかの話になると、それで迷惑を被るのは御高齢の方が多いと思ひます。そうすると、御高齢の方は、さっきの若い世代と違って時間は多分あって、興味関心を持つ方もそれなりにいると思ひています。ですから、数が少ない理由が何かと思ひまひて、それでキャパシティーといひるか、施設の収容のことが制限をかけちゃっているのかなという感想をちょっと持ったものですから。

○経済課長 経済課長です。今のお話は、消費者講座のことでしょうか。

○班長 ごめんなさい。そう、消費者講座です。クレジットカードの話聞いたものからです。

○経済課長 はい。こちらは、コロナ禍で、昨年度、行っています。昨年度、コロナ禍でやるときには会場の半分の定員までといったところなので、やはりキャパシティーの問題で人数を制限せざるを得なかったところはございます。それが一つです。

○班長 分かりました。ただやはり、御高齢の方が特殊詐欺に関わることが多いので、高齢の方向けに、そういう講座みたいなものとかをやる必要があると思います。先ほどの若い世代は、時間を決められて、ここに来てくださいと言われると嫌だろうけれども、ある程度、御高齢の方は時間があったり、それからコミュニティーで顔見知りの方と一緒に行動するとか、そういったことも考えられるので、そういったものを少しなさったらいいのではないかなと思っています。

実は、学校の宣伝ばかりして恐縮ですけど、本学では古希式と。実際によくやる還暦のお祝いとかをやりますよね。その中で還暦の60歳はあまりにも若すぎるので、古希70歳で、そのお祝いをするというよりも、いわゆる啓蒙啓発を行うと。御高齢の方が1人で生きていくとか、それから、そういうトラブルに巻き込まれないとか、それからライフプランをどう考えていくとか、そういったことも大学で、そういうセレモニーというか、シンポジウムみたいなものを今年は予定していますので、江東区としても、少しそういうものを参考にさせていただけるといいかなという感想も持っていますので、すみません、PRになって申し訳ありませんが、御検討いただければと思います。

○経済課長 今のお話の補足を申し上げますと、消費者センターでは、消費者講座といいまして、消費者センターでやる講座のほかに出前講座といいまして、福祉会館とか、そういったところに出向いて講座も行っております。ただ、昨年度に関しては、コロナ禍といったところもございましたので、なかなか受入れ側の施設でも講座が開けないというところがございましたので実施できておりませんが、今年度以降は、施設の状況見ながら、今、委員のお話ありました教育機関なども含めて、活用できる方法を検討しながら進めてまいりたいと思っています。

○班長 コロナ前とかは、それなりの出席者がいたということによろしいですか。

○経済課長 そうですね。具体的な数が今、手元にはございませんが、それなりとはどのぐらいの数をもって言うのかはございますが、施設等には……。

○班長 別に具体的な数字は結構です。

○経済課長 すみません。ちょっと数字はないですが、そういった取組をしているところ
でございます。

○班長 区としても対策を全くやってないとは私は思いませんけれども、どういうふうに行うのが、より効果的であるとか、それから御高齢の方に響くか、残るかとか、そういったことを考えないと、やっただけで終わってしまうことになりかねませんので、その辺は区としてもよく御検討をいただきたいという意見になります。今、具体的な数字、正確な数字はいただかなくても結構です。

ほかに御質問・御意見のある方はいらっしゃいますか。

○事務局 事務局です。オンラインで先ほどから手を挙げていらっしゃる方が2人いらっしゃいます。

○班長 先ほどの方とは違いますか。

○事務局 また別の方です。

○班長 別の方ですか。失礼しました。どうぞお願いします。

○外部評価モニター 質問をさせていただきます。

○班長 すみません。お待たせしました。お願いします。

○外部評価モニター いいえ、大丈夫です。

後で調べればすぐ分かりそうなので恐縮ですが、せっかくの機会なので、2点聞きたいところがあります。

1点目は特殊詐欺で、自動通話録音機を貸与することで対応されているというお話だったのですが、これは固定電話用で、かつ何か物理的な機器ですか。

○危機管理課長 危機管理課長です。これは固定電話用で、物理的といいますか、電話と電話回線の間につないで、電話がかかってきた際に「音声を録音します」といった内容が自動で流れるものでございます。

○外部評価モニター ありがとうございます。何か感覚的ですけど、特殊詐欺のお年寄りとかが関わりやすいところと、どちらかという固定電話を使ってそうだなというのは何となくありますが、事実として、携帯電話とかスマホとかをよく使っていますということがあったりとか、逆にスマホとかだったら、アプリとかで、そういうのが簡単にできるのではないかなとも思ったりするので、もう既にあるかもしれませんが、そういったところは調査されたりしていますでしょうか。

○危機管理課長 スマホは調査までは行っておりません。実は特殊詐欺の電話がかかってくるときは、やはり御高齢の方で御自宅にお住まいで、まず固定電話にかかってきて、なかなか電話に出ないわけにはいかないというようなことで話をしてしまって、犯罪に結びつくような方が多いので、基本的には固定電話を対象としてございます。

それから固定電話も最近の電話につきましては、いわゆるいたずら防止だとか、自動録音機能がついているものもありますが、御高齢の方はそういった機能をしっかり使いこなせない方もいらっしゃいますので、そういう新しい固定電話機をお使いの方には、そういう機能の設定をする、そういう機能がない電話をお持ちの方には先ほどの自動通話録音機を設置しているという形で進めさせていただいております。

○外部評価モニター ありがとうございます。理解しました。

もう一点だけ、犯罪の関連で、現象としては自転車の盗難とか、特殊詐欺は減ってはいるけど、全体として多いと理解しておりますが、被害者の特性みたいなところ、特に子どもが被害に大きく関わっているとか、そういうのが区としてありますと、被害者の特性みたいなところで江東区の特徴があれば教えていただきたいです。

○危機管理課長 特殊詐欺の被害者の特徴は、区として調査等はしておりませんが、警視庁等から発表される一般的な特殊詐欺の被害の状況は、従前は本当に高齢者の方が特殊詐欺にかかるような状況でしたけれども、近年は50代とか60代、こういった方々が詐欺にかかるといったお話もございます。それから特殊詐欺被害に遭った方の9割が、自分は特殊詐欺についてはよく知っているので、そういったものにかからないと自信を持っていたけれども、かかったと。そういったお話を伺っておりますので、特定の方が対象ではなくて、多くの方に特殊詐欺の実相をお伝えする必要があるのかなと思っておりますのでございます。ちょっと答えになってないかもしれませんが、そういうようなところでございます。

○外部評価モニター ありがとうございます。自分の質問が分かりづらかったかもしれませんが、特殊詐欺だけじゃなくて、犯罪全般について、何か被害者の特性とかがあればなど教えていただきたかったのですが、そういうのは調査されてないというか、情報がないうことですかね。

○危機管理課長 そうですね。各犯罪被害者の特性は、すみません、確認をしていないところでございます。

○外部評価モニター 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○班長 ほかにまだいらっしゃいますか。対面のほうはいらっしゃいますか。

○事務局 事務局です。対面のほうは今、挙手されている方はいらっしゃいません。

○班長 分かりました。

それでは、時間になっておりますので、施策27のヒアリングについては以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、外部評価モニターの皆様方におかれましては、意見シートをお配りしておりますので、意見シートはお帰りの際に事務局職員に御提出をお願いします。

最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○事務局 事務局企画課長です。本日は皆様どうもありがとうございました。

委員の皆様には事務局から2点、御連絡を申し上げます。委員の皆様には、本日のヒアリング結果を踏まえ、外部評価シートの作成をお願いいたします。外部評価シートの様式は事前にメールにて送付しておりますので、そちらを御活用いただければと存じます。なお、御提出は、恐れ入りますが、7月6日水曜日までに各班の担当職員宛てメールにて御提出をお願いいたします。

次に本日御参加いただきました外部評価モニターの皆様には意見シートを御提出いただきますが、頂戴した意見シートは委員の皆様へ送付させていただきますので、6日までに皆様の御意見の参考にしていただきながら、外部評価シートを作成いただければと存じます。

次に外部評価モニターの皆様へです。本日は御参加いただき、どうもありがとうございました。お願いがございます。皆様には意見シートを2枚お配りしておりますが、ヒアリングを聞いていただいて、施策に対する区の取組について、どのような感想を持たれたのか、施策ごとに意見シートに御記入を願います。会場にお越しいただいたモニターの方は、御記入いただいた意見シートを、お帰りの際に、事務局職員に御提出いただきますよう、よろしくをお願いいたします。本日の提出が難しい場合は、その旨、職員にお申しつけください。またオンラインで御参加いただいているモニターの皆様につきましては、7月4日月曜日の正午までにメールにて企画課まで御提出いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○班長 御連絡、ありがとうございます。

それでは委員の皆様方、それから外部評価モニターの皆様、それぞれのシートの御提出

をお願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして、第2回江東区外部評価委員会B班のヒアリング1回目を閉会することにいたします。皆様方、どうも御協力をありがとうございました。大変御苦勞様でした。

午後4時20分 閉会